

令和6年3月25日
健康こども部子育て支援課
0438-23-7249

令和6年4月に「木更津市こども家庭センター」を設置します

改正児童福祉法により、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立意義や機能を維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとされており、本市では、令和6年4月1日にこども家庭センターを設置します。

なお、本市では、すでに子育て支援課の子ども家庭総合支援拠点と健康推進課の母子保健が連携を図っていることから、こども家庭センターの設置により連携体制、相談支援環境の更なる強化を図ります。

◆組織体制

- こども家庭センターの総合窓口を子育て支援課に設置し、健康推進課の母子保健と連携を図る。
- 子育て支援課がこども家庭センターを所管し、センター長を健康こども部長とし、新たに統括支援員を配置するとともに、社会福祉士、保育士、子ども家庭相談員、母子・父子自立支援員、事務職と健康推進課の母子保健に携わる職員とともに業務を行う。
- こども保育課の支援センター係を子育て支援課に移管し、地域の子育て支援センターとの連携を図る。

◆設置場所

木更津市役所朝日庁舎 子育て支援課 こども家庭センター係
健康推進課 母子保健係

◆総合窓口

木更津市役所朝日庁舎 子育て支援課 こども家庭センター係 0438-23-7249

◆主な事業

- (1) 地域すべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務（既存）
市内すべての子どもとその家族及び妊産婦を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援を行う。
- (2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務（拡充）
合同ケース会議の開催
サポートプランの策定

(3) 地域における体制づくり (拡充)
地域全体の子育てニーズに基づく新たな地域資源の開拓

◆こども家庭センターの一体的支援体制

